



福島医発第554号
平成24年5月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」については、本年3月9日に第180回国会に提出され、同年4月27日に可決成立し、5月11日に公布されました。

本法は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本法については、別添1及び別添2のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されており、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされておりますことを申し添えます。

また、本法は、関係資料と併せて内閣官房のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>)に掲載されておりますので、ご参照ください。

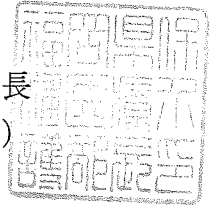
小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

24保衛第380号
平成24年5月17日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、内閣官房新型インフルエンザ等対策室長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本法については、別添1及び別添2のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されており、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされておりますので申し添えます。

おって、本法は、関係資料と併せて、内閣官房のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>)に掲載されておりますので御参照ください。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 小野塚

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: onozuka-d6579@pref.fukuoka.lg.jp





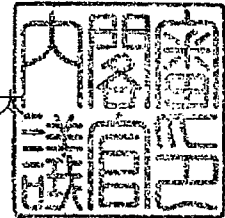
閣 副 第 2 5 5 号

平成24年5月11日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長

内閣審議官 田河 慶太



新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」については、本年3月9日に第180回国会に提出され、同年4月27日に可決成立し、本日公布されたところです。

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A／H1N1）は、病状の程度がそれほど重くならないものであったものの、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されます。

こうした状況の中、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、3年前の新型インフルエンザの教訓も踏まえつつ、必要な法制を整えておく必要があります。

本法は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、もって国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものです。

本法の内容については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

また、本法については、別添1及び別添2のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、本法は、関係資料と併せて内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>）に掲載しておりますので、御参照ください。

また、本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであり、関係政省令の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途連絡する予定ですので、予め御承知おき願います。



第1 総則

1 目的

この法律は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とすること。(第1条関係)

2 定義

- (1) この法律において「新型インフルエンザ等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいうものとする。
- (2) この法律において「指定公共機関」とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものを、「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において公益的事業を営む法人等で、当該都道府県の知事が指定するものをいうものとする。こと。(第2条関係)

3 国、地方公共団体等の責務

- (1) 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとともに、新型インフルエンザ等及びワクチン等の調査及び研究の推進、国際的な連携の確保等に努めるものとする。
- (2) 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有するものとする。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有するものとする。こと。(第3条関係)

4 事業者及び国民の責務

- (1) 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力に努めなければならないものとする。
- (2) 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業

の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (3) 第3の7の(1)の①の登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないものとする。こと。(第4条関係)

5 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないものとする。こと。(第5条関係)

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

1 政府行動計画の作成及び公表等

- (1) 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画を定めるものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いて、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、(2)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。こと。(第6条関係)

2 都道府県行動計画

- (1) 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。こと。(第7条関係)

3 市町村行動計画

- (1) 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとする。
- (2) 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。(第8条関係)

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、業務計画を作成するものとする。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。(第9条関係)

5 物資及び資材の備蓄等

指定行政機関の長等は、必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、整備、点検し、又は必要なその管理に属する施設及び設備を整備、点検しなければならないものとする。 (第10条関係)

6 訓練

指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないものとする。 (第12条関係)

第3 新型インフルエンザ等の発生時における措置

1 新型インフルエンザ等の発生等に関する報告

厚生労働大臣は、感染症法第44条の2第1項等の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、必要な情報の報告をしなければならないものとする。 (第14条関係)

2 政府対策本部の設置

内閣総理大臣は、1の報告があつたときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする。 (第15条関係)

3 基本的対処方針

- (1) 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めるものとする。
- (2) 基本的対処方針においては、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定めるものとする。 (第18条関係)

4 政府対策本部長の権限

政府対策本部長は、指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第20条関係)

5 政府対策本部の廃止

政府対策本部は、感染症法第44条の2第3項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第53条第1項の政令が廃止されたとき等に、廃止されるものとする。 (第21条関係)

6 都道府県対策本部の設置及び都道府県対策本部長の権限等

- (1) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないものとする。こと。(第22条関係)
- (2) 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。こと。(第24条関係)

7 特定接種

- (1) 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができるものとする。こと。
 - ① 厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のこれらの業務に従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県の知事又は市町村の長に指示すること。
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の規定による指示に基づき行う特定接種及び(1)の①の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができるものとする。こと。
- (3) 特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用するものとする。こと。(第28条関係)

8 停留を行うための施設の使用

- (1) 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、特定検疫港等を定めることができるものとする。こと。
- (2) 特定検疫所長は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであつて、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしないとき、又は当該施設の管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができるものとする。こと。(第29条関係)

9 運航の制限の要請等

政府対策本部長は、厚生労働大臣から、8の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができるものとする。こと。(第30条関係)

10 医療等の実施の要請等

厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間等を示して、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要な協力を要請することができるものとし、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができるものとする。 (第31条関係)

第4 新型インフルエンザ等緊急事態措置

1 通則

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言等

① 政府対策本部長は、政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認めるときは、発生した旨並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び新型インフルエンザ等緊急事態の概要を公示（新型インフルエンザ等緊急事態宣言）し、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

② ①の期間は、2年を超えてはならないものとし、期間の延長が必要であると認めるときは、1年を超えない期間で延長することができるものとする。

③ 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をし、及び国会に報告するものとする。 (第32条関係)

(2) 政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示

政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長は指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、都道府県対策本部長は関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができるものとする。 (第33条関係)

(3) 市町村対策本部の設置及び市町村対策本部長の権限等

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないものとする。 (第34条関係)

② 市町村対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第36条関係)

(4) 特定都道府県知事(第4の1の(1)の①の公示された区域内にある市町村の属する都道府県の知事。以下同じ。)による代行、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求、事務の委託の手続の特例、職員の派遣等について所要の規定を設けること。(第38条から第44条まで関係)

2 まん延の防止に関する措置

(1) 感染を防止するための協力要請等

- ① 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民に対し、当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと等を要請し、また、学校、社会福祉施設、興行場その他の多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該特定都道府県知事が定める期間において、当該施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止等を講ずるよう要請することができるものとする。
- ② 施設管理者等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特定都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができるものとする。
- ③ 特定都道府県知事は、要請又は指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。(第45条関係)

(2) 住民に対する予防接種

政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。(第46条関係)

3 医療等の提供体制の確保に関する措置

(1) 医療等の確保

病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならないものとする。(第47条関係)

(2) 臨時の医療施設等

特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないものとする。(第48条関係)

(3) 土地等の使用

特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用する必要があると認める場合において、土地等の所有者等の同意を得て、当該土地等を使用することができるものとする。また、土地等の所有者等が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は所在が不明であるため同意を求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができるものとする。(第49条関係)

4 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(1) 電気及びガス並びに水の安定的な供給

電気事業者、ガス事業者、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないものとする。こと。(第52条関係)

(2) 運送、通信及び郵便等の確保

運送事業者、電気通信事業者並びに郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の適切な運送の実施、通信並びに郵便及び信書便の確保に必要な措置を講じなければならないものとする。こと。(第53条関係)

(3) 緊急物資の運送等

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者又は医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資等並びに運送等すべき場所及び期日を示して、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を要請することができるものとし、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を行うべきことを指示することができるものとする。こと。(第54条関係)

(4) 物資の売渡しの要請等

① 特定都道府県知事等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、生産、販売等を業とする者が取り扱う特定物資の所有者に対し、売渡しを要請することができるものとし、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができるものとする。こと。

② 特定都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、販売等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができるものとする。こと。(第55条関係)

(5) 埋葬及び火葬の特例等

① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができるものとする。こと。

② 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならないものとする。こと。(第56条関係)

(6) 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条から第6条までの規定は、新型インフルエンザ等緊

急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速かつにまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用するものとする。こと。（第57条関係）

(7) 生活関連物資等の価格の安定等

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないものとする。こと。（第59条関係）

(8) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第60条関係）

第5 その他

1 損失補償等

- (1) 国及び都道府県は、第3の8の(2)、第4の3の(3)又は第4の4の(4)の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。こと。
- (2) 国及び都道府県は、第3の10による要請又は指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、その実費を弁償しなければならないものとする。こと。（第62条関係）

2 損害補償

都道府県は、第3の10による要請又は指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないものとする。こと。（第63条関係）

3 国等の負担

- (1) 国は、都道府県が支弁する第4の3の(2)、第4の4の(5)の②、第5の1及び第5の2の措置に要する費用に対して、次に掲げる場合に応じ、それぞれの額を負担するものとする。こと。
 - ① 当該費用の総額が、政府対策本部が設置された年の4月1日の属する会計年度（当該年度）における当該都道府県の標準税収入の100分の2に相当する額以下の場合、当該費用の総額の100分の50に相当する額とするものとする。こと。
 - ② 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2に

相当する額を超える場合は、(i)から(iii)までに掲げる額の合計額とするものとする。

- (i) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2の部分の額の100分の50に相当する額
 - (ii) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2を超え、100分の4以下の部分の額の100分の80に相当する額
 - (iii) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の4を超える部分の額の100分の90に相当する額
- (2) (1)の規定は、第4の2の(2)の予防接種について予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用及び当該予防接種に係る同法第11条第1項の規定による給付に要する費用について準用し、(1)において、「100分の2」とあるのは「100分の1」と、②において「100分の4」とあるのは「100分の2」と読み替えるものとする。
- (3) 都道府県は、第4の2の(2)の予防接種について予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用の額から(2)において国が負担する額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を負担するものとする。 (第69条関係)

4 新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置

国は、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (第70条関係)

5 公用令書の交付、立入検査等について所要の規定を設けること。 (第71条から第75条まで関係)

第6 罰則

第4の4の(4)の②の命令に従わず、特定物資を隠匿等した者及び第5の5の立入検査を拒む等した者等について、所要の罰則規定を設けること。 (第76条から第78条まで関係)

第7 附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第1条関係)
- 2 その他所要の規定を整備すること。 (附則第2条から第5条まで関係)

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。
- 二 政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするものがないようにすること。
- 三 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとするよう、十分に留意すること。
- 四 新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うに当たっては、科学的根拠を明確にし、恣意的に行うことのないようにすること。
- 五 放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 六 平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

平成二十四年三月二十八日
衆議院内閣委員会

七 患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

八 独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方の方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

九 先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。

十 全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。

十一 新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

〔平成二十四年四月二十四日
参議院内閣委員会〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。
- 二、新型インフルエンザ等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部においては、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表すること。特に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の決定に至る記録については、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータは完全に保存し、国民への説明責任を果たすとともに、次代への教訓として活用できるようにすること。
- 三、政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするのではないようにすること。
- 四、政府行動計画、都道府県行動計画及び市町村行動計画の策定に当たっては、新型インフルエンザウイルスの特徴、感染力、病原性に応じて、適切な措置が可能となるよう、いくつかのシナリオを想定して多様な施策の選択肢を確保するとともに、基本的対処方針に基づく施策の実施に当たっては、状況に応じて施策の切り替えが柔軟に行える方式にすること。

五、国民への情報提供に当たっては、情報提供の内容、方法、表現等につき、あらかじめ検討しておき、新型コロナウイルス等発生時には、患者等のプライバシーに配慮し、また、風評被害が生じないよう留意し、迅速かつ正確に情報提供ができる体制をとること。

六、放送事業者である指定公共機関等が実施する新型コロナウイルスエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

七、抗インフルエンザウイルス薬については、適時に、必要な患者に、必要な量の供給が可能となるように、国、地方公共団体、医療機関等による備蓄、配分、流通調整を行うこと。

八、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部については、医療関係等の専門家を配置する等してその意見を適時適切に聴取するとともに、現場の医療従事者等からの情報・意見を迅速に収集して施策の実施に的確に反映できる体制とすること。また、収集した情報については関係機関で共有できるようにするとともに、指定公共機関等であるか否かに関わらず、医師会、医学会等医療関係者の諸団体と適切な連携を図ること。

九、先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。

十、本法に基づき医療関係者に医療を行うことを要請・指示するに際しては、感染症の専門家及び現場の医療関係者等の意見を十分踏まえること。

十一、患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

十二、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置の実施は広範な人権の制約につながることに鑑み、法第三十二条における新型コロナウイルスエンザ等の要件を政令で定めるに当たっては、新型コロナウイルスエンザ等に起因する症状等を具体的に示すとともに、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態の要件を政令で定めるに当たっては、新型

インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に甚大な影響を与えるおそれの判断基準である感染者の状況、感染地域の広がり方等を明確にすること。その際、新型インフルエンザ等の毒性、感染力等を過大に評価することのないよう専門家の意見を幅広く聴取するとともに、透明性の確保された手続によって行うこと。

そして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に行い、その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

十三、法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等により人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されることのないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。

十四、全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。

十五、平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

十六、独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方等の在り方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

十七、新型インフルエンザ等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

十八、国外の在留邦人保護のための方策について検討するとともに、在留邦人の感染国からの出国手段等の

確保に万全を尽くすこと。

十九、新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。

4 新型コロナウイルス等の発生時における措置
(第三章関係)

(一) 内閣総理大臣は、新型コロナウイルス等が発生したときは、その病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、臨時に内閣に政府対策本部を設置し、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めることとした。

(二) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置することとした。

(三) 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、登録事業者等に対する特定接種を行うこと等を指示することができることとした。

(四) 特定検査所長は、特定検査港等周辺の施設を使用することができることとした。

(五) 厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要な協力を要請することができることとした。

5 新型コロナウイルス等緊急事態措置(第四章関係)

(一) 通則

(1) 政府対策本部長は、政令で定める要件に該当する新型コロナウイルス等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、新型コロナウイルス等緊急事態宣言をすることをした。

(2) 政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、特に必要があると認めるときは、必要となる指示をすることができることとした。

(3) 新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置することとした。

- (一) まん延の防止に関する措置
- (1) 特定都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出自粛を要請することができるほか、多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該施設の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して定める期間、当該施設の使用の制限等を講ずるよう要請等することができることとした。
- (2) 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとした。
- (三) 医療等の提供体制の確保に関する措置
- 特定都道府県知事は、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないこととし、そのため特に必要な場合には、土地等を使用できることとした。
- (四) 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- (1) 電気等の安定的な供給等
- 電気事業者、ガス事業者、運送事業者その他の指定公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な措置を講じなければならないこととした。
- (2) 物資の売渡しの要請等
- 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し、売渡しを要請等することができることとした。
- (3) 生活関連物資等の価格の安定等
- 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、法令の規定に基づいて適切な措置を講じなければならないこととした。
- (六) 財政上の措置等 (第五章関係)
- 損失補償等
- 国及び都道府県は、この法律の規定に基づく処分等が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償等しなければならないこととした。
- (二) 損害賠償
- 都道府県は、4の(四)による要請等に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡等したときは、その損害を補償しなければならないこととした。
- (三) 国等の負担
- 国は、地方公共団体が支弁するこの法律の規定に基づく措置に要する費用に対して、標準税率収入に応じた所要の負担をすることとし、必要な財政上の措置を講ずることとした。
- 7 罰則 (第七章関係)
- 罰則に関する所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 附則
- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- ◆株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第一四〇号) (内閣府本府)
- 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第二〇号) 附則第一項ただし書に規定する規定は、平成二十四年五月一四日から施行することとした。
- ◆株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令 (政令第一四一号) (内閣府本府)
- 株式会社企業再生支援機構法に再生支援の申込みをするのでできる事業者から除外される大規模な事業者は、資本金の額又は出資の総額が五億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人を超える事業者とすることとした。
- 2 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第二〇号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十四年五月一四日) から施行することとした。

法 律

新型インフルエンザ等対策特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十一号
新型インフルエンザ等対策特別措置法

目次

- 第一章 総則 (第一条―第五条)
- 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等 (第六条―第十三条)
- 第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置 (第十四条―第三十一条)
- 第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
- 第一節 通則 (第三十二条―第四十四条)
- 第二節 まん延の防止に関する措置 (第四十五条―第四十六条)
- 第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置 (第四十七条―第四十九条)
- 第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置 (第五十条―第六十一条)
- 第五章 財政上の措置等 (第六十二条―第七十条)
- 第六章 雑則 (第七十一条―第七十五条)
- 第七章 罰則 (第七十六条―第七十八条)
- 附則 (第七十九条―第八十条)
- 第一章 総則
- (目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生時の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症 (全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

三 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第六十一条並びに国家行政組織法第八條に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第六十一条並びに国家行政組織法第八條の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八條の三に規定する機関

五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三條及び第五十七條宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七條第一項並びに国家行政組織法第九條の地方支分部局をいう。その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本放送協会その他の公共機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和三十三年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるものの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。（事業者及び国民の責務）

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二十八條第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

第六條 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に罹患するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生状況、動向及び原因の情報収集

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六條第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

ニ 検疫 第二十八條第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

三 第二十八條第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九條第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たつての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
 - 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
 - 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他の必要な協力を求めることができる。
 - 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。
- (都道府県行動計画)
- 第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。
- 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
- ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- 二 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
 - ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 三 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
 - 四 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
 - 五 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 六 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 七 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関、以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他の必要な協力を求めることができる。
- 八 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。
- 九 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。
- (市町村行動計画)
- 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
- ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 六 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 七 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 八 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。
- (指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)
- 第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。
- 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
 - 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。
- 四 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 五 第七条第七項の規定は、業務計画の作成について準用する。
- 六 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。
- (物資及び資材の備蓄等)
- 第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第十一條 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九條の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができない。

(訓練)

第十二條 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型コロナウイルス等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八條第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第十三條 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

第三章 新型コロナウイルス等の発生時における措置

(新型コロナウイルス等の発生に関する報告)

第十四條 厚生労働大臣は、感染症法第四十四條の二第一項又は第四十四條の六第一項の規定により新型コロナウイルス等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型コロナウイルス等が発生した状況、当該新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

第十五條 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六條第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型コロナウイルス等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を閣議に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の組織)

第十六條 政府対策本部の長は、新型コロナウイルス等対策本部長(以下「政府対策本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する國務大臣)をもって充てる。

2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 政府対策本部に、新型コロナウイルス等対策副本部長(以下この条及び第二十二條第三項において「政府対策副本部長」という。)、新型コロナウイルス等対策本部長(以下この条において「政府対策本部長」という。その他の職員を置く。

4 政府対策副本部長は、國務大臣をもって充てる。

5 政府対策副本部長は、政府対策本部長を助け、政府対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれてある場合にあつては、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 政府対策本部長は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての國務大臣をもって充てる。この場合において、國務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含む。)がその職務を代行することができる。

7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(國務大臣を除く。)その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 新型コロナウイルス等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス等現地対策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という。)を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第四項の規定は、適用しない。

9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

10 政府現地対策本部に、新型コロナウイルス等現地対策本部長(次項及び第十二項において「政府現地対策本部長」という。及び新型コロナウイルス等現地対策本部員(同項において「政府現地対策本部員」という。その他の職員を置く。

11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。

(政府対策本部の所掌事務)

第十七條 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関すること。
二 第二十二條第一項及び第二十三條第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
三 前二項に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(基本的対処方針)

第十八條 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型コロナウイルス等への基本的な対処方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。
2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 新型コロナウイルス等の発生に関する事実
二 当該新型コロナウイルス等への対処に関する全般的な方針
三 新型コロナウイルス等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(指定行政機関の長の権限の委任)

第十九條 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型コロナウイルス等対策の実施のために必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部長の権限)

第二十條 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
 - 3 政府対策本部は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副部長に委任することができる。
 - 4 政府対策本部は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
- (政府対策本部の廃止)
- 2 前項の規定により、政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行政計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。
 - 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- (都道府県対策本部の組織)
- 2 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部とし、都道府県知事をもって充てる。
 - 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(都道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。
 - 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視總監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
 - 4 都道府県対策本部は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。
- (都道府県対策本部長の権限)
- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。
 - 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部に対して意見を申し出ることができる。
 - 3 都道府県対策本部は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
 - 5 都道府県対策本部は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
 - 6 都道府県対策本部は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
 - 7 都道府県対策本部は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
 - 8 都道府県対策本部は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
 - 9 都道府県対策本部は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- (都道府県対策本部の廃止)
- 2 都道府県対策本部は、第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。
- (条例への委任)
- 2 都道府県対策本部は、都道府県の条例で定める。
 - 2 都道府県対策本部は、都道府県の条例で定める。
- (指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)
- 2 都道府県対策本部は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- (特定接種)
- 2 都道府県対策本部は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。
- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
 - 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第二十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に關し必要があると認めるときは、官公署に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に對し、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六條第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十二條及び第二十三條を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七條及び第七條の二中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十一條第一項、第十四條及び第十五條第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十一條第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一條第一項中「市町村（第六條第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同法第二十二條中「市町村」とあるのは「国」とする。

6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六條第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十二條及び第二十三條を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十一條第一項、第十四條及び第十五條第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十一條第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一條第一項中「市町村（第六條第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同法第二十二條中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六條第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十二條及び第二十三條を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十一條第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一條第一項中「市町村（第六條第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（停留を行うための施設の使用）
第三十九條 厚生労働大臣は、外国において新型コロナウイルス等が発生した場合においては、発生国（新型コロナウイルス等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検査所の設備の状況、検査法（昭和二十六年法律第二十一號）第十四條第一項第二号に掲げる措置（第五項及び次条第一項において「停留」という。）をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検査を適切に行うため必要があると認めるときは、検査港（同法第三條に規定する検査飛行場をいう。第四項において同じ。）のうち、発生国を發航し、又は発生国に寄航して來航しようとする船舶又は航空機（当該船舶又は航空機の発航に発生国内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第四項及び次条第二項において「特定船舶等」という。）に係る検査を行うべきもの（以下この条において「特定検査港等」という。）を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、特定検査港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、特定検査港等を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 検査所長は、特定検査港等以外の検査港又は検査飛行場に、特定船舶等が來航したときは、特定検査港等に回航すべき旨を指示するものとする。

5 特定検査港等において検査を行う検査所長（第七十一條第一項において「特定検査所長」という。）は、特定検査港等において検査をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検査を適切に行うため必要があると認めるときであつて、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設（特定検査港等の周辺の区域であつて、特定検査港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検査法第十六條第三項（同法第三十四條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四條の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六條第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四條の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六條第二項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第三十四條の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六條第二項若しくは第三十四條の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六條第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。

6 第二項及び第三項の規定は、特定検査港等の変更について準用する。

（運航の制限の要請等）
第三十條 厚生労働大臣は、前條の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型コロナウイルス等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないうおそれがあるときは、政府對策本部長に對し、その旨を報告しなければならぬ。

2 政府對策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型コロナウイルス等の国内における発生を防止し、国民の生命及び健康に對する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民經濟の混乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、國際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に對し、当該特定船舶等の來航を制限するよう要請することができる。

3 政府對策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（医療等の実施の要請等）
第三十一條 都道府県知事は、新型コロナウイルス等の患者又は新型コロナウイルス等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に對する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に對し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に對する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に對し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に關し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に對する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二條第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に對し、患者等に對する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を畫面で示さなければならぬ。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に對する医療等を行うことを要請し、又は患者等に對する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に關し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならぬ。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

第二十二條 新型インフルエンザ等緊急事態宣言等

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等) (国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四條第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六條の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

三 政府対策本部は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

四 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
五 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要があると認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。

六 政府対策本部は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八條第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十三條 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十二條第一項の総合調整に基づき所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要を限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九條の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができ、この場合においては、第二十二條第三項及び第四項の規定を準用する。

二 都道府県対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四條第一項の総合調整に基づき所要の措置が実施されない場合であつて、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要を限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができ、この場合においては、第二十二條第三項及び第四項の規定を準用する。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第三十四條 新型インフルエンザ等緊急事態がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

二 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第三十五條 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

三 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

四 市町村対策本部は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六條 市町村対策本部は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

二 市町村対策本部は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

三 市町村対策本部は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四條第四項の規定による要請を行うことができる。

四 市町村対策本部は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に關し必要な情報の提供を求めることができる。

五 市町村対策本部は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

六 市町村対策本部は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

七 市町村対策本部は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に關し必要な要請をすることができ、この場合においては、第二十二條第三項及び第四項の規定を準用する。

(準用)

第三十七條 第二十五條及び第二十六條の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五條中「第二十一條第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは、「第三十二條第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、第二十六條中「第三十二條から前条まで及び第三十三條第二項」とあるのは、「第三十四條から第三十六條まで及び第三十七條において読み替えて準用する第二十五條」と、「都道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八條 その区域の全部又は一部が第三十二條第一項第二号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

二 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。

三 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

四 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)

第二十九条 特定都道府県の知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という。)は、当該特定都道府県の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 特定市町村の長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」という。)は、当該特定市町村の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。

3 前二項の応援に従事する者は、新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置の実施については、当該応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会等の管理の下にその職務を行うものとする。

第四十条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(事務の委託の系統の特例)

第四十一条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(職員の派遣の要請)

第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項及び次条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣義務)

第四十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による求めがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第四十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条の規定により新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第二節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況等を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該特定都道府県知事が定める場所から外出しないことその他の新型コロナウイルス等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。))に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型コロナウイルス感染症等緊急事態において、新型コロナウイルス等の国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長が行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十一条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十一条及び第二十三条の規定は、適用しない。市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

(医療等の確保)

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者(薬事法第十二条第一項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。)、医薬品等製造業者(同法第十三条第一項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。若しくは医薬品等販売業者(同法第二十四条第一項の医薬品の販売業又は同法第三十九条第一項の高度管理医療機器等(同項に規定する高度管理医療機器等をいう。))の販売業の許可を受けた者をいう。第五十四条第二項において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であつて特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動に必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法(昭和二十五年法律第百一十一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百一十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第八十五条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するもの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替へるものとする。

5 医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七十一条に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容を届け出なければならない。

(土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第七十一条第一項において「土地等」という。)を使用する必要があるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(物資及び資材の供給の要請)

第五十条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあっては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第五十二条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者をいう。及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業者をいう。))である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者(水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。))である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。))である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第一条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。))である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事においては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第三項において「緊急物資」という)の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事においては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を前面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る)であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前二項の規定による措置を行うことができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五十条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行う者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うことができる。

(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)

第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第六条までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る)について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同法第一条中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、法人の存立」とあるのは「法人の存立若しくは」と、解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

(金銭債務の支払猶予等)

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲にまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待たないときは、金銭債務の支払(貸金その他の労働関係に基づき金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第九十九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売却しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づき措置その他適切な措置を講じなければならない。

(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

第六十条 政府関係金融機関その他これに準する政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は償還期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他事情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第六十一条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 財政上の措置等

(損失補償等)

第六十二条 国及び都道府県は、第二十九条第五項、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第三十一条第一項若しくは第二項（第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請に応じ、又は第三十一条第三項（第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(医薬品等の譲渡の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第六十五条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六十六条 第三十八条第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村長の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができない前記に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六十七条 第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援を受けた費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定都道府県又は当該特定市町村は、当該応援を受ける他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に對し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条 特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八条第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 特定都道府県知事は、第四十八条第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第四十八条第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に對して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該費用の総額が、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度（次号において「当該年度」という。）における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。）の百分の二に相当する額以下の場合、当該費用の総額の百分の五十に相当する額

二 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合、イからハまでに掲げる額の合計額

イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の部分の額の百分の五十に相当する額

ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額

ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

2 前項の規定は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六十一条の規定による予防接種を行うために要する費用及び当該予防接種に係る同法第六十一条第一項の規定による給付に要する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同項第二号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

3 都道府県は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて準用する第一項の規定により国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担する。

(新型インフルエンザ等緊急事態に對処するための国の財政上の措置)

第七十条 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に對処するために地方公共団体が支弁する費用に對し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(公用令書の交付)

第七十一条 第二十九条第五項、第四十九条第二項並びに第五十五条第二項、第三項及び第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分については、特定検査所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第七十二条 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第四十九条の規定により土地等を使用し、又は第五十五条第二項若しくは第四項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。

2 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第五十五条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により特定都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)
第七十三条 この法律(第四十八条第七項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)
第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く)は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)
第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則
第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。
第二百四十二条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当」を加える。

別表第一に次のように加える。

新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)
この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く)

(地方財政法の一部改正)
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十条 次の一を加える。
三十一 新型コロナウイルス等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型コロナウイルス等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費

(復興庁設置法の一部改正)
第五条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則 第二条第一項の表に次のように加える。

新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 第二条第四号イ 並びに国家行政組織法

政組編法

内閣総理大臣 野田 佳彦
総務大臣 川端 達夫
法務大臣 小川 敏夫
外務大臣 玄葉光一郎
財務大臣 安住 淳
文部科学大臣 平野 博文
厚生労働大臣 小宮山 洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志
防衛大臣 田中 直紀

政 令

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽
平成二十四年五月十一日
内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四百十号
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十号) 附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年五月十四日とする。

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽
平成二十四年五月十一日
内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四百一十一号
株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十号)の一部の施行に伴い、及び株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号) 第二十五条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。